

印刷業界の新技术情報を三美印刷がお届けするメールニュース

sanbi-i-com 2010年10月号(No.121)

電子出版に対応した著作権の処理

総務省、文部科学省、経済産業省及び関係業界の代表、有識者中心に進められてきた「デジタル・ネットワーク社会における出版物の利活用の促進に関する懇談会」(以下「三省デジ懇」)の大きなテーマの一つは、「電子出版に対応した著作権の処理」について論点整理、利害の調整を図ることでした。

今回は6月28日に発表された報告書の内容とそれに関連した出版業界の動向についてです。

■論点整理:電子出版と著作権処理問題

電子出版物の利活用を推進していくには、その前提となる著作権処理の問題をクリアしておくことが必要となります。

三省デジ懇では、著作権者が不明な「孤児作品」やその他権利所在が明確でない場合に対処し、また権利処理に関わる取引コスト(権利者の調査、許諾取得の交渉、使用料などの徴収費用)の節減のために、著作権の集中管理を行う制度・組織の検討が必要ではないかとの主張がありました。一方、データベースなど情報通信技術の進展で権利者の調査が容易になってきたこと、集中管理になじまない出版物もあることなどを理由に集中管理に疑問を呈する意見も出されました。結果、三省デジ懇では新たに著作者や出版者などの関係者で「著作物・出版物の権利処理の円滑化推進に関する検討会議(仮称)」を設置し、一年後をメドに結論をまとめていくことになりました。

■電子雑誌、著作権処理の「ガイドライン」大枠で合意

日本雑誌協会(出版社95社が加盟)は、日本文藝家協会(会員約2500人)、日本写真著作権協会(9団体加盟)と今年3月から協議を重ね、雑誌のデジタル配信を行う場合の「デジタル雑誌配信権利処理ガイドライン」について大枠で合意、10月中に3団体のホームページで公表される予定となりました。雑誌1冊分の著作権処理について「ガイドライン」が設けられるのは初めてで、煩雑な雑誌の著作権処理を円滑にすることで、電子雑誌の流通が促進されそうです。

「ガイドライン」では、①記事や写真等の著作権が、週刊誌は1ヵ月間、月刊誌は2ヵ月間、季刊誌は3ヵ月間出版社に譲渡され、原稿料の上乗せはしない、②期限を超えて電子雑誌を売る場合は、出版社と著作者が対価を支払うか個別に話し合うとなっています。

ガイドラインは定期的に見直され、電子雑誌の売上が増えれば、出版社は原稿料の値上げなど権利者への還元を検討する見込みです。

■日本書籍出版協会、電子書籍用契約書の「ひな型」を刷新

一方、国内主要459社が加盟する日本書籍出版協会でも書籍の電子化に際して著作者と結ぶ契約書の「ひな型」を刷新、10月中に加盟各社への説明会を開くことになりました。

「ひな型」では、出版社は①DVD-ROM、メモリーカードなど電子媒体に記録した出版物として複製し、販売できる②インターネットなどを利用し、公衆に送信することができ、ダウンロード配信やホームページに掲載して閲覧に供することができる③データベースに格納し、検索・閲覧に供することができるなどとしています。一方出版社の役割としては、「価格、広告・宣伝方法、配信方法及び利用条件などを決定し、その費用を負担する」となっています。

今回の「ひな型」は出版社側に有利な内容となっており、著者たちの反発も予想されます。書籍協会では「あくまでもひな型であり、個別の契約で作者の希望を入れるのは自由」「まずは市場を大きくするために、出版社に権限を委ねて欲しい。売上げが増えれば各出版社は当然、印税を増やすなどの形で著者に還元するだろう」話してします。

◆ 今回は下記記事などを参考にまとめさせていただきました。

[「デジタル・ネットワーク社会における出版物の利活用の推進に関する懇談会」報告](#)

[Asahi.com「電子雑誌の著作権処理に初指針、出版社に一時譲渡など」](#)

[Asahi.com「本の電子化、契約書ひな型作成、出版社有利、作家反発も」](#)

【発行】2010年10月19日 三美印刷株式会社経営企画室

〒116-0013 東京都荒川区西日暮里 5-16-7 TEL : 03-3805-7675

URL : <http://www.sanbi.co.jp>